

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年10月11日(2007.10.11)

【公表番号】特表2004-509650(P2004-509650A)

【公表日】平成16年4月2日(2004.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-013

【出願番号】特願2001-514849(P2001-514849)

【国際特許分類】

A 6 1 B	18/04	(2006.01)
A 6 1 B	17/00	(2006.01)
A 6 1 B	18/18	(2006.01)
A 6 1 B	18/20	(2006.01)
A 6 1 B	18/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 B	17/38	3 1 0
A 6 1 B	17/00	3 2 0
A 6 1 B	17/36	3 4 0
A 6 1 B	17/36	3 5 0
A 6 1 B	17/39	

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月2日(2007.8.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】異所性病巣のアブレーション用の経皮的カテーテルであって、基端、先端、及び該長尺状部材の先端に装着されたアブレーション装置を有する長尺状部材と、

長尺状部材の先端領域上に装着された拡張可能フィルタとを備え、使用中において、該カテーテルは異所性病巣を除去するために操作され、フィルタは拡張されてアブレーション中に生成された壊死組織粒子を捕捉するカテーテル。

【請求項2】アブレーション装置が熱焼灼(thermal ablation)である請求項1に記載のカテーテル。

【請求項3】アブレーション装置がレーザーアブレーション装置である請求項1に記載のカテーテル。

【請求項4】アブレーション装置がマイクロ波アブレーション装置である請求項1に記載のカテーテル。

【請求項5】フィルタがアブレーション装置を包囲している請求項1に記載のカテーテル。

【請求項6】フィルタがアブレーション装置の基端側に配置されている請求項1に記載のカテーテル。

【請求項7】フィルタが、長尺状部材の外表面と周方向に接する基端と、半径方向に外側へ拡張する先端とを有する請求項6に記載のカテーテル。

【請求項8】カテーテルが、吸引ポートに通じる第2の管腔を有する請求項1に記載のカテーテル。

【請求項9】フィルタがバスケットであり得る請求項1に記載のカテーテル。

【請求項 10】 異所性病巣のアブレーション用の経皮的ガイドカテーテルシステムであって、

基端、先端、および該基端と該先端との間に有する長尺状部材と、

長尺状部材の先端領域上に装着された拡張可能フィルタと、

長尺状部材の管腔内に配置され、かつその先端にアブレーション装置を有するアブレーションカテーテルとを備えるカテーテル。

【請求項 11】 アブレーション装置が熱焼灼である請求項 10 に記載のカテーテル。

【請求項 12】 アブレーション装置がレーザーアブレーション装置である請求項 10 に記載のカテーテル。

【請求項 13】 アブレーション装置がマイクロ波アブレーション装置である請求項 10 に記載のカテーテル。

【請求項 14】 アブレーション装置が、長尺状部材の先端を越えて延びる請求項 10 に記載のカテーテル。

【請求項 15】 カテーテルが、吸引ポートに通じる第 2 の管腔を有する請求項 10 に記載のカテーテル。

【請求項 16】 フィルタが、長尺状部材の外表面と周方向に接する基端と、半径方向に外側へ拡張する先端とを有する請求項 10 に記載のカテーテル。

【請求項 17】 カテーテルの基端が真空装置に取り付けられるのに適合されている請求項 10 に記載のカテーテル。

【請求項 18】 フィルタがバスケットである請求項 10 に記載のカテーテル。